

SUITA CITY

吹田市立地適正化計画（改定版）——→ 2035

【届出の手引き】

※本書は、都市再生特別措置法に基づく届出手続き等について解説する
「届出の手引き」です。

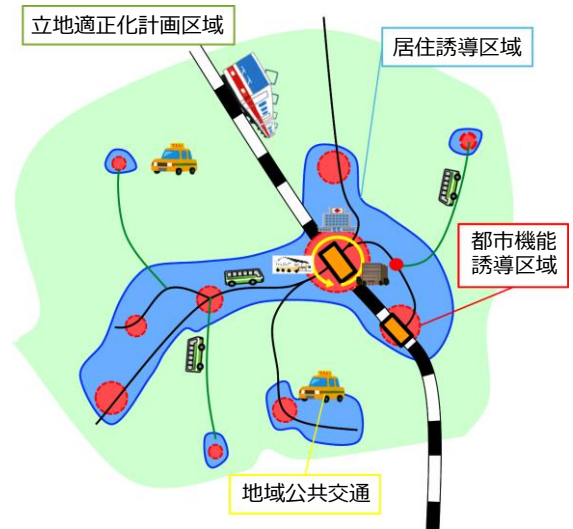
目次

立地適正化計画の制度	2
居住誘導区域とは.....	2
都市機能誘導区域とは	2
誘導施設とは	2
本市が立地適正化計画を策定する意義	2
立地適正化の基本的方針	2
居住誘導区域.....	3
住宅に関する届出	4
居住誘導区域外における「一定規模以上の住宅」の開発・建築等行為.....	4
本市における誘導施設と定義	5
都市機能誘導区域	6
誘導施設に関する届出.....	7
都市機能誘導区域外における「誘導施設」の建築に係る開発・建築行為.....	7
都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合	7
届出対象.....	7
誘導施設の届出が必要なところ.....	8
届出が必要となる例	8
届出の手順.....	9
届出に関するQ&A	10
届出書：見本.....	11

立地適正化計画の制度

全国的に少子高齢化及びそれに伴う人口減少が本格化する中、住民が健康で快適に暮らせ、かつ持続可能な都市経営を行うために、平成 26 年(2014 年)に「都市再生特別措置法」が改正され、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画では以下の区域設定を行い、都市機能増進施設や居住の適切な誘導を図ります。



居住誘導区域とは

都市の居住者の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

*本市では平成 29 年度(2017 年度)に設定、平成 30 年度(2018 年度)に一部変更(P3 に掲載)

都市機能誘導区域とは

利便性向上に資する都市機能増進施設を誘導し、都市の活力を維持又は向上させることを目的に設定する区域です。

*本市では平成 28 年度(2016 年度)に設定、令和 3 年度(2021 年度)に変更(P6 に掲載)

誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設です。(P5 に本市における誘導施設を掲載)

本市が立地適正化計画を策定する意義

本市は、今日においても依然として人口が増加し続けている全国的にも恵まれた状況であり、今後も全国的に高い水準の人口密度を維持し続ける見通しです。したがって、本市は、市街地の集約を意味する「コンパクトシティ」をめざす必要はありませんが、今後の超高齢社会に対応し、健康寿命の延伸を図るとともに、子育て環境の充実を進める等、良好なまちづくりを推進していくために、民間事業者や国、大阪府等様々な機関と連携し、都市機能増進に資する施設の適正な立地誘導等を図ることが重要です。

立地適正化の基本的方針

本市では立地適正化に関する基本的な方針として、次の 3 つの方針を掲げ、居住誘導区域、都市機能誘導区域の指定や誘導施設の設定を行います。

- 快適で安心して暮らせる住みやすい居住環境の構築
- 地域ごとの価値を高める拠点機能の充実
- 日常的な生活を支える施設のさらなる充実

【概要版】 吹田市立地適正化計画(改定版) [PDF](#) (3694KB)

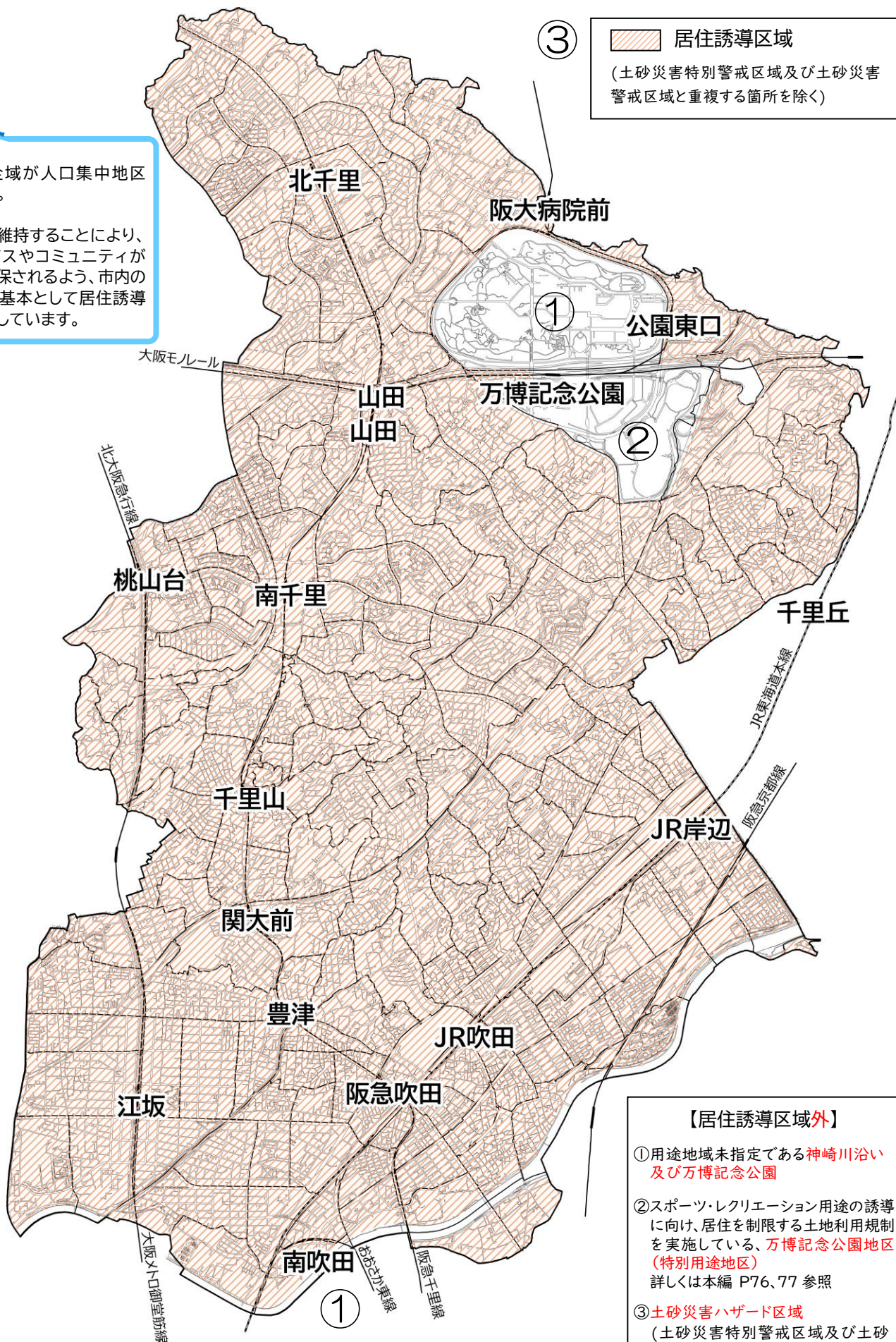
【本編】 吹田市立地適正化計画(改定版) [PDF](#) (17670KB)

居住誘導区域

POINT

吹田市は全域が人口集中地区 (DID)です。

人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、市内のほぼ全域を基本として居住誘導区域に設定しています。



③ **居住誘導区域**
(土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と重複する箇所を除く)

【居住誘導区域外】

- ① 用途地域未指定である神崎川沿い及び万博記念公園
- ② スポーツ・レクリエーション用途の誘導に向け、居住を制限する土地利用規制を実施している、万博記念公園地区(特別用途地区)
詳しくは本編 P76、77 参照
- ③ 土砂災害ハザード区域
(土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域)
大阪府が指定しています。
詳しくは大阪府の WEB ページ参照

住宅に関する届出

居住誘導区域外における「一定規模以上の住宅」の開発・建築等行為

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外で次のような住宅に関する行為を行う場合、行為に**着手する日の30日前**までに、行為の種類や場所などについて、届出が必要です。

居住誘導区域外での届出対象の行為		
開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	
	3戸の住宅 3戸の集合住宅 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出が必要</div> 着手の30日前まで 開発行為届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> WORD PDF </div>
	1,300m ² 1戸の開発行為 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出が必要</div> 着手の30日前まで 開発行為届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> WORD PDF </div>
800m ² 2戸の開発行為 	届出は不要	
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	
	3戸の住宅 3戸の集合住宅 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出が必要</div> 着手の30日前まで 建築等行為届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> WORD PDF </div>
	2戸の建築行為 	届出は不要
	1戸の建築行為 	届出は不要
建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合		
用途変更 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出が必要</div> 着手の30日前まで 建築等行為届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> WORD PDF </div>	

本市における誘導施設と定義

以下の 8 つを誘導施設として設定しています。

誘導施設		定義	誘導区域
医療施設	特定機能病院	医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院	⑥
	地域の中核病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、病診連携等、地域医療の拠点としての役割を担う病院	⑥
子育て支援施設	保育所 認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、 定員 60 名以上 の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、 定員 60 名以上 の施設	① ② ③ ⑤
	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設	①
	子育て支援施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同第 7 項に規定する一時預かり事業を実施するための施設	①
文化・教育施設／学術・研究施設	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学	① ② ④ ⑥ ⑦
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館	① ③ ⑥ ⑦
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第 1 条に規定するコミュニティセンター	① ③

都市機能誘導区域

鉄道駅を中心に以下の7つの区域を設定しています。

①北千里・山田・南千里・桃山台区域

誘導施設
保育所・認定こども園〔60名以上〕
児童館(北千里児童センター**)
子育て支援施設
大学(千里金蘭大学*)
図書館(北千里図書館**)
コミュニティセンター

②千里山・関大前・豊津区域

誘導施設
保育所・認定こども園〔60名以上〕
大学(関西大学*)

③江坂・南吹田区域

誘導施設
保育所・認定こども園〔60名以上〕
図書館(江坂図書館*)
コミュニティセンター

④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域

誘導施設
大学(大阪大学*、総合研究大学院大学(国立民族学博物館)*)

⑤千里丘区域

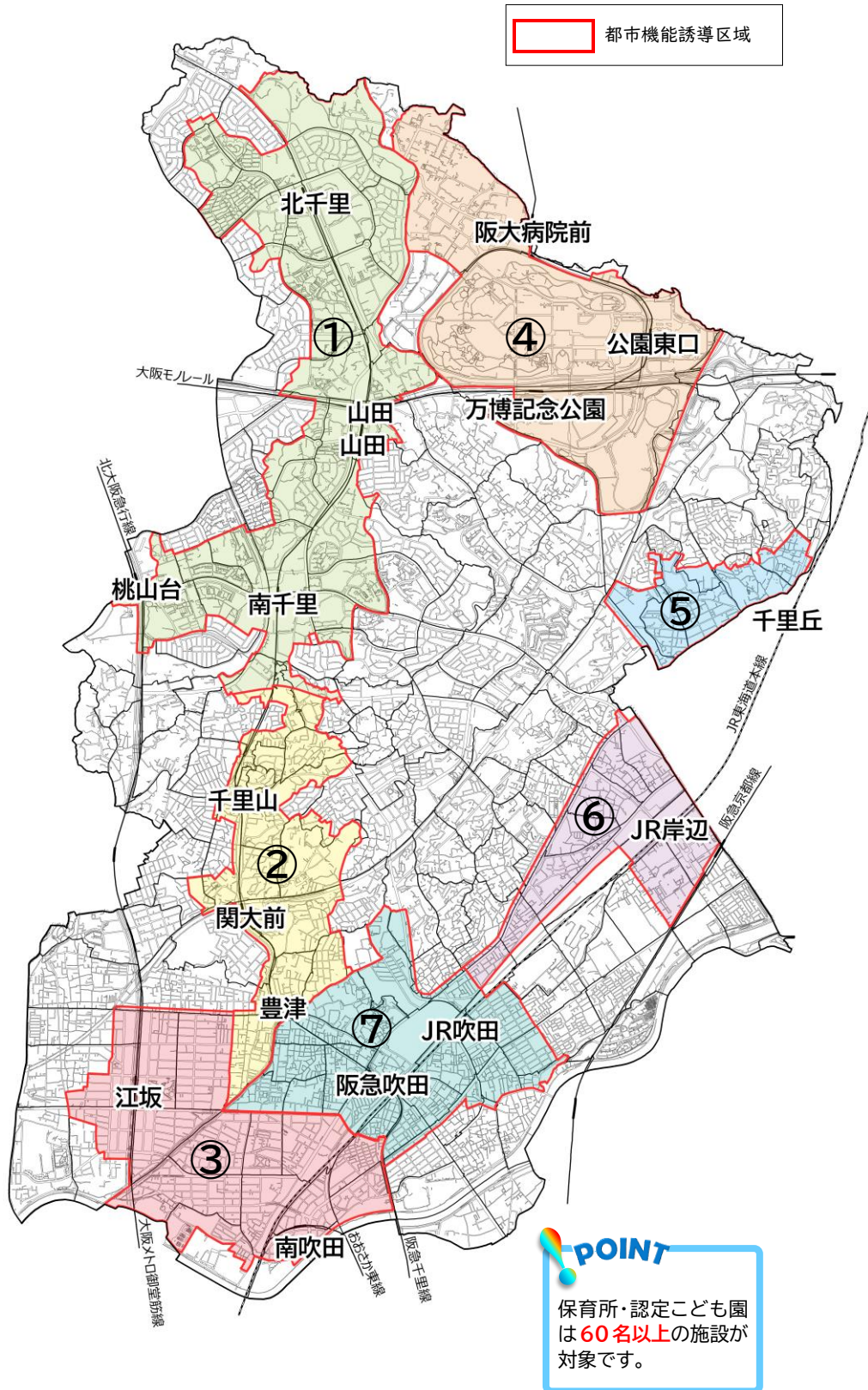
誘導施設
保育所・認定こども園〔60名以上〕

⑥JR 岸辺区域

誘導施設
特定機能病院(国立循環器病研究センター*)
地域の中核病院(市立吹田市民病院*)
大学(大阪学院大学*)
図書館(健都ライブラリー*)

⑦JR 吹田・阪急吹田区域

誘導施設
大学(大和大学*)
図書館(中央図書館*)



()内は参考として記載しています。

(*既存施設、**建設予定の施設)

誘導施設に関する届出

都市機能誘導区域外における「誘導施設」の建築に係る開発・建築行為

都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的で以下の行為を行う場合、行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、届出が必要です。

都市機能誘導区域外での届出対象の行為	
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合

都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止を行う場合、行為に着手する日の 30 日前までに、届出が必要です。

都市機能誘導区域内での届出対象の行為	
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

届出対象

「本市における誘導施設と定義」(P5)にある、8 つの誘導施設のみが届出対象です。戸建て・共同住宅・店舗等は対象ではありません。

【開発行為・建築等行為】【休止又は廃止】行為を行おうとする区域の一部が都市機能誘導区域にまたがる場合も届出が必要です。

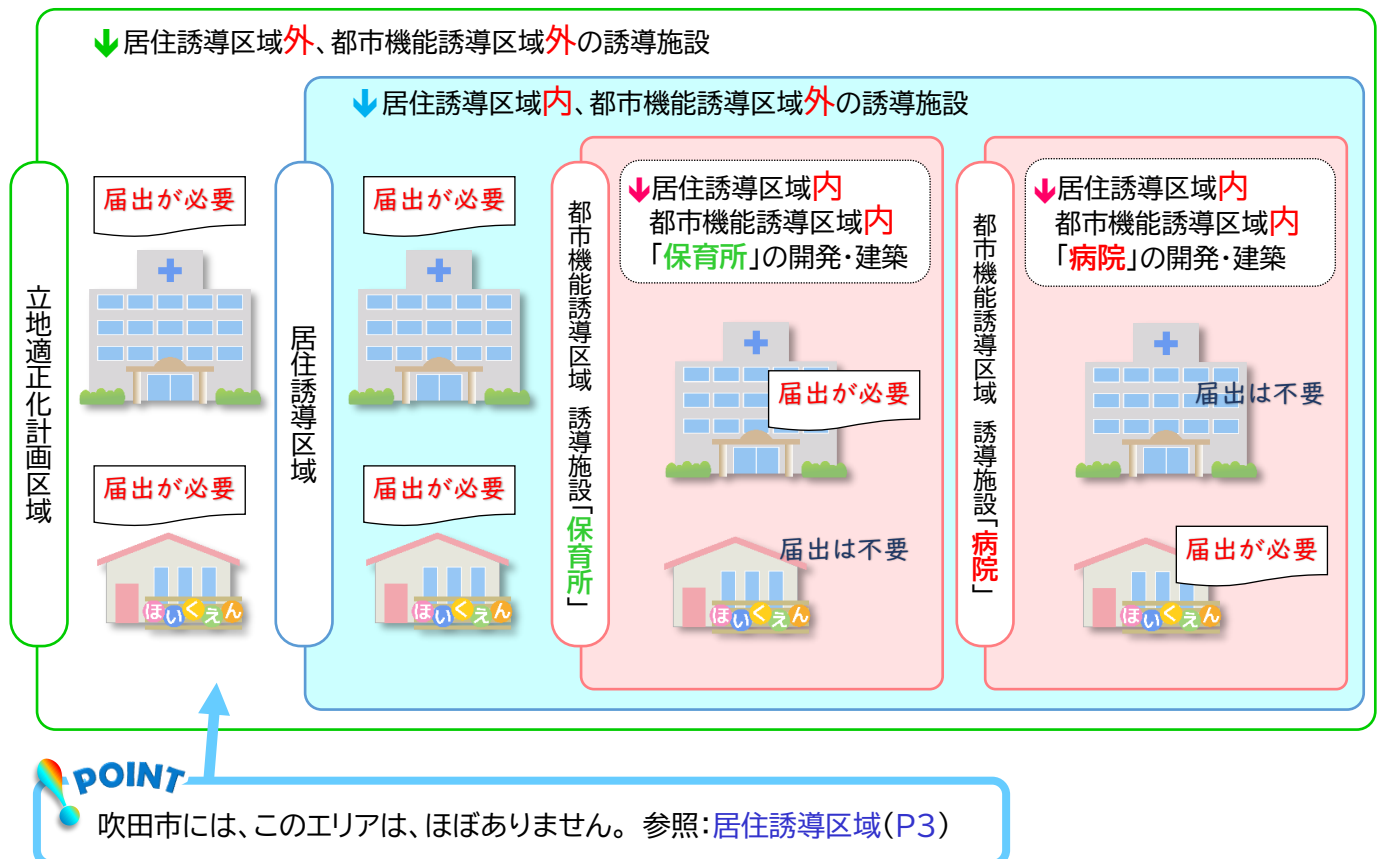
「届出に関するQ&A」(P10)もご覧ください。

誘導施設の届出が必要なところ

●は届出が必要です。▷は誘導施設のため届出は不要です。

区域	誘導施設	医療施設		子育て支援施設			文化・教育施設／学術・研究施設		
		特定機能病院	地域の 中核病院	保育所 認定こども園 (60名以上)	児童館	子育て 支援施設	大学	図書館	コミュニティー センター
①	北千里 山田 南千里 桃山台	●	●	▷誘導施設	▷誘導施設	▷誘導施設	▷誘導施設	▷誘導施設	▷誘導施設
②	千里山 関大前 豊津	●	●	▷誘導施設	●	●	▷誘導施設	●	●
③	江坂 南吹田	●	●	▷誘導施設	●	●	●	▷誘導施設	▷誘導施設
④	万博記念公園 公園東口 阪大病院前	●	●	●	●	●	▷誘導施設	●	●
⑤	千里丘	●	●	▷誘導施設	●	●	●	●	●
⑥	JR 岸辺	▷誘導施設	▷誘導施設	●	●	●	▷誘導施設	▷誘導施設	●
⑦	JR 吹田 阪急吹田	●	●	●	●	●	▷誘導施設	▷誘導施設	●
①～⑦以外の区域		●	●	●	●	●	●	●	●

届出が必要となる例



届出の手順

開発行為等に**着手する30日前**までに市長に届出を行うことが法律により定められており、国土交通省の都市計画運用指針に、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。提出書類等については以下に示すとおりです。

届出の添付書類等			
届出の対象となる行為	居住誘導区域に関する届出(居住誘導区域外での行為)		
	開発行為の場合	建築等行為の場合	休廃止の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合 	—
	都市機能誘導区域に関する届出		
	都市機能誘導区域外での行為		都市機能誘導区域内での行為
	開発行為の場合	建築等行為の場合	休廃止の場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合 	
届出様式	様式(別途定める)		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺1,000分の1以上 ② 設計図 縮尺100分の1以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上 ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書 	—
届出期限	行為に着手する日の30日前まで(※開発許可申請及び建築確認申請前が望ましい)		
届出先	吹田市 都市計画部 計画調整室		

居住誘導区域に関する届出	都市機能誘導区域に関する届出
開発行為届出書 【様式第10(第35条第1項第1号関係)】 ダウンロード: WORD (32KB) PDF (72KB) 書き方を確認: 見本をみる	開発行為届出書 【様式第18(第52条第1項第1号関係)】 ダウンロード: WORD (32KB) PDF (73KB) 書き方を確認: 見本をみる
建築等行為届出書 【様式第11(第35条第1項第2号関係)】 ダウンロード: WORD (33KB) PDF (72KB) 書き方を確認: 見本をみる	建築等行為届出書 【様式第19(第52条第1項第2号関係)】 ダウンロード: WORD (33KB) PDF (74KB) 書き方を確認: 見本をみる
行為の変更届出書 【様式第12(第35条第1項関係)】 ダウンロード: WORD (29KB) PDF (66KB) 書き方を確認: 見本をみる	行為の変更届出書 【様式第20(第52条第1項関係)】 ダウンロード: WORD (29KB) PDF (66KB) 書き方を確認: 見本をみる
※各届出書は着手の30日前までに提出 書き方:「届出書:見本」(P11~)参照	休廃止届出書 【様式第21(第55条の2関係)】 ダウンロード: WORD (29KB) PDF (76KB) 書き方を確認: 見本をみる

※本届出は郵送・メールによる届出が可能です。詳しくは次のリンク先をご覧ください。

[来庁せずにできる手続き\(計画調整室\)](#)

届出に関するQ & A

Q 届出はなぜ必要ですか。

居 都

A 誘導区域外における誘導施設や住宅の立地動向を把握するためであり、まちづくりにおける市の方針をお伝えするためです。

Q 届け出る義務があるのは誰ですか。

居 都

A 届出対象行為を行おうとする方です。

Q 届出書は何部必要ですか。

居 都

A 1部提出してください。

Q 各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。

居 都

A 大まかな区域については以下で確認できます。

吹田市役所ホームページ内

- 「[マップなび すいた](#)」
- 「[吹田市立地適正化計画に基づく届出制度について](#)」

本冊子内

- 「[居住誘導区域](#)」(P3)
- 「[都市機能誘導区域](#)」(P6)

Q 届出の対象となる「住宅」はどのようなものですか？

居

A 戸建ての住宅・共同住宅・長屋・店舗兼用住宅など、居住機能を備えた建築物で、寄宿舍や老人ホームは含みません。詳しくは、建築基準法の取扱いを参考にしてください。

Q 3戸以上の共同住宅を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれに届出が必要ですか。

居

A 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとします。届出書や添付図面にその内容(A棟、B棟…)が分かるように記載してください。

Q 開発行為の時に届出を行った場合でも、建築等行為の時に届出は必要ですか。

居 都

A 開発行為、建築等行為のそれぞれについて届出が必要となります。

Q 敷地が誘導区域の内外にわたる場合に届出は必要ですか。

居 都

A 一体的に利用される敷地については、一部でも誘導区域内にかかっている場合は届出が必要です。

Q 届出書の地目および面積は何に基づき記載すればよいですか

居 都

A 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づいて記載してください。

Q 届出をしなかった場合の罰則はありますか。

居 都

A 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。休廃止の届出についての罰則はありません。

届出書：見本

様式第 10（第 35 条第 1 項第 1 号関係）

見本

居

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2022年 3月 1日

提出日を記入（行為に着手する 30 日以前の日）
※開発許可申請前が望ましい

（宛先）吹田市長

届出者が個人の場合：住所・氏名
届出者が法人の場合：法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 1 丁目 1 番 1 号
氏名 吹田 くわい

押印
不要

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	吹田市〇〇町 3 丁目 3 番 3 3 3
	2 開発区域の面積	〇〇 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	2022 年 4 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	2022 年 7 月 1 0 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数： 3 戸 敷地内に高低差あり

開発区域の所在地（地番）を記入

建築基準法に基づく用途を記入

住宅戸数や特記事項を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ・付近見取図（縮尺 1/1,000 以上、敷地範囲を朱書）
- ・平面図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

<p>住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p>	<p>について、下記により届け出ます。</p>
--	-------------------------

いづれかを選択

2022年 3月 1日

(宛先) 吹田市長

提出日を記入（行為に着手する 30 日以前の日）
※建築確認申請前が望ましい

届出者が個人の場合：住所・氏名
届出者が法人の場合：法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 1 丁目 1 番 1 号
氏名 吹田 くわい

押印 不要

必要な事項を記入

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>土地の所在、地番：吹田市〇〇町 3 丁目 3 番 3 3 3 地目：宅地 面積：〇〇 平方メートル</p>
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	住宅戸数、着手予定日、完了予定日等を記入
4 その他必要な事項	<p>住宅戸数： 8 戸 工事の着手予定年月日： 2022年 4月 1日 工事の完了予定年月日： 2022年 8月 10日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- 配置図（縮尺 1/100 以上）
- 建築物の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

様式第 12（第 38 条第 1 項関係）

提出日を記入（行為に着手する 30 日以前の日）
 ※開発許可申請前又は建築確認申請前が望ましい

行為の変更届出書

2022年 3月 1日

(宛先) 吹田市長

届出者が個人の場合：住所・氏名
 届出者が法人の場合：法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 1 丁目 1 番 1 号
 氏名 吹田 くわい

押印
 不要

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
2022年 1月 15日
- 2 変更の内容
住宅の用途、戸数の変更
[変更前] 一戸建ての住宅 8戸
[変更後] 共同住宅 6戸
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
2022年 4月 1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
2022年 9月 20日

変更する項目と[変更前]および[変更後]の内容がわかるように記入

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】※開発行為の場合

- 付近見取図
（縮尺 1/1,000 以上、敷地範囲を朱書）
- 平面図（縮尺 1/100 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

【添付書類】※建築等行為の場合

- 配置図（縮尺 1/100 以上）
- 建築物の二面以上の立面図、各階平面図
（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2022年 3月 1日

(宛先) 吹田市長

提出日を記入(行為に着手する 30 日以前の日)
※開発許可申請前が望ましい

届出者が個人の場合: 住所・氏名
届出者が法人の場合: 法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 7 丁目 7 番 7 号
氏名 医療法人 くわい会
理事長 吹田 くわい

押印
不要

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	吹田市〇〇町 3 丁目 3 番 3 3 3
	2 開発区域の面積	〇〇 平方メートル
	3 建築物の用途	病院 (医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院)
	4 工事の着手予定年月日	2022 年 4 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	2023 年 9 月 1 0 日
	6 その他必要な事項	敷地に接する道の境界部分に高低差あり

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- 付近見取図(縮尺 1/1,000 以上、敷地範囲を朱書)
- 平面図(縮尺 1/100 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状(代理人に委任する場合: 任意様式)

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。
 2022年 3月 1日
 (宛先) 吹田市長

提出日を記入 (行為に着手する 30 日以前の日)
 ※建築確認申請前が望ましい

届出者が個人の場合：住所・氏名
 届出者が法人の場合：法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 7 丁目 7 番 7 号
 氏名 社会福祉法人 くわい会
 理事長 吹田 くわい

押印 不要

必要な事項を記入

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：吹田市〇〇町 3 丁目 3 番 3 3 3 地目：宅地 面積：〇〇 平方メートル	建築基準法に基づく用途を記入 (P5 を参照：誘導施設であることがわかるように記入)
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	保育所	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	住宅戸数、着手予定日、完了予定日等を記入	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：2022年 4月 1日 工事の完了予定年月日：2023年 8月 10日 建築基準法「児童福祉施設」 法 27 条 特殊建築物	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- 配置図 (縮尺 1/100 以上)
- 建築物の二面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)

様式第 20（第 55 条第 1 項関係）

提出日を記入（行為に着手する 30 日以前の日）
 ※開発許可申請前又は建築確認申請前が望ましい

行為の変更届出書

2022年 3月 1日

(宛先) 吹田市長

届出者が個人の場合：住所・氏名
 届出者が法人の場合：法人の住所・名称・代表者氏名

届出者 住所 吹田市〇〇町 1 丁目 1 番 1 号
 氏名 社会福祉法人 くわい会
 理事長 吹田 くわい

押印
不要

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
2022年 1月 15日
- 2 変更の内容
保育所 床面積の変更
[変更前]〇〇平方メートル
[変更後]〇〇平方メートル
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
2022年 4月 1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
2022年 7月 20日

変更する項目と[変更前]および[変更後]の内容がわかるように記入

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】※開発行為の場合

- 付近見取図
（縮尺 1/1,000 以上、敷地範囲を朱書）
- 平面図（縮尺 1/100 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

【添付書類】※建築等行為の場合

- 配置図（縮尺 1/100 以上）
- 建築物の二面以上の立面図、各階平面図
（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書
- 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

様式第 21 (第 55 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

提出日を記入(行為に着手する30日以前の日)

2022年 3月 1日

(宛先) 吹田市長

届出者が個人の場合: 住所・氏名
届出者が法人の場合: 法人の住所・名称・代表者氏名届出者 住所 吹田市〇〇町1丁目1番1号
氏名 社会福祉法人 くわい会
理事長 吹田 くわい押印
不要都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・~~廃止~~)について、下記により届け出ます。

記

いずれかを選択

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 : くわい保育園

用途 : 保育所(床面積 1,200 平方メートル)

所在地 : 吹田市〇〇町3丁目3番333

建築基準法に基づく用途を記入
(P5を参照: 誘導施設である
ことがわかるように記入)

- 2 休止(廃止)しようとする年月日

2022年 4月 1日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

2022年 5月 10日まで

- 4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

委任状(代理人に委任する場合: 任意様式)

MEMO

吹田市立地適正化計画(改定版)(令和4年3月変更)

【届出の手引き】

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 都市計画部 計画調整室